

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域及びその周辺には、水源涵養・土砂流出防備保安林、奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域、自然度の高い植生等が存在しているが、風力発電設備の配置等の事業計画が示されていないため、これらに対する具体的な配慮が不明であることから、当該計画を作成した上で環境影響評価項目や調査地点等を適切に選定すること。
- 2 渡り鳥について、定点観察法及び帶状区画法による調査を行うとしているが、これらの調査では渡り鳥の夜間の移動状況を把握できないと考えられることから、本方法書における専門家からの意見を踏まえ、レーダーを利用した調査についても実施すること。
- 3 渡り鳥の調査について、春季におけるガン類・ハクチョウ類の夜間渡りは、短期間に集中して行われ、その時期は秋田県北部及び岩手県北部の盆地の融雪状況に左右されることから、両県北部における融雪状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
- 4 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。
- 5 対象事業実施区域周辺には、戸来岳が存在しており、戸来岳の山頂からは十和田湖、八甲田連峰、岩木山及び岩手山を望むことができるとされている。事業の実施により、戸来岳からの眺望景観に影響を及ぼすおそれがあることから、戸来岳を景観の調査地点に追加すること。
- 6 対象事業実施区域及びその周辺には、十和田湖への旧参詣道である十和田古道が現存しており、現在の惣辺放牧場広場展望台付近は、かつて遙拝所のあった同古道における重要な地点とされている。同古道については、未だ十分な知見が得られていないと考えられることから、専門家からの意見聴取等を行った上で、必要に応じて「主要な眺望点」や「人と自然との触れ合いの活動の場」に選定すること。